

# 防災アプリ「藤枝市防災」

～防災情報を受け取れるスマートフォンアプリが誕生～

災害時には、個人での情報収集がとても大切です。市では様々な手段で情報発信をしており、新たにスマートフォンで受け取れる防災アプリ「藤枝市防災」の運用を開始しました。

「藤枝市防災」は、同報無線の放送内容、防災気象情報、避難情報など、藤枝市に特化した各種防災情報を取得することができます。

ぜひ、ダウンロードして平常時からの防災対策にご利用ください。



## いざという時も安心!! 「オンライン機能」

スマートフォンの電波が途絶えた状況でも、ハザードマップ(PDF版)、防災マニュアル等が確認できます。

### 同報無線放送内容

音声情報と文字情報で受け取れます。

### 発表中の気象情報

市内の気象警報や地震情報が確認できます。

### 藤枝市からのお知らせ

避難指示等の緊急情報を即時に配信します。

### 防災マップ

ハザードマップをデジタル地図で確認できます。

### 防災マニュアル

市防災マニュアル等で事前対策にも役立ちます。

### 防災リンク集

「キクル」等、関連情報をリンクしています。

### 安否確認

アプリでNTT災害用伝言板の利用が可能です。

★アプリはQRコードを読み込んでインストールしてください★

Androidの人はこちら



iPhoneの人はこちら



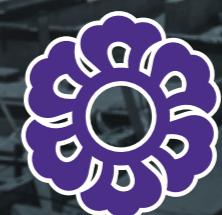
藤枝市  
Fujieda City



藤枝市防災・減災ガイド  
南海トラフ巨大地震対策

わが家の地震対策

# 地震から命を 守るために



藤枝市  
Fujieda City



# 目 次

## 【知識編】

1. 地震災害を知る	1
1) 過去の被害地震	1
2) 静岡県周辺で起こった大きな地震	3
3) 日本における地震のタイプ	3
4) 震度と揺れなどの状況	3
2. 南海トラフ巨大地震を知る	4
3. 巨大地震の被害想定	5
1) 静岡県第4次地震被害想定とは	5
2) 藤枝市における被害想定	6
3) 南海トラフ地震が発生したら	7

## 【対策編】

4. 地震から命を守るために	9
1 わが家の耐震化	9
2 家具の転倒防止	10
3 わが家の非常用品の準備	11
5. 使える！防災対策補助制度	13

## 【資料編】

指定避難所一覧	15
地区防災拠点一覧	17
医療救護施設一覧	17
福祉避難所一覧	17
避難施設の開設・混雑状況を確認できます / 藤枝市 GIS	18

# 【知識編】

## 1. 地震災害を知る

### 1) 過去の被害地震

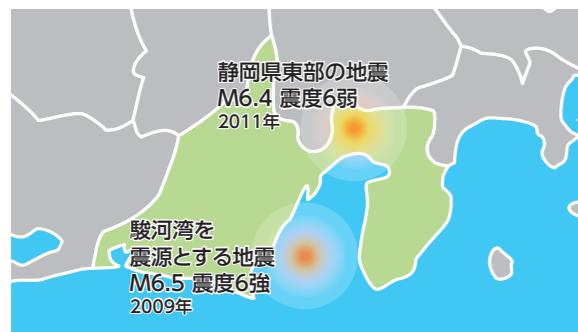
日本は世界でも有数の地震国であり、歴史の資料により、日本やその周辺の海域では数多くの地震が発生していることがわかります。これまで日本は、地震や地震に伴う津波により、多くの被害を受けてきました。過去に起きた災害を知ることは、再び起きる可能性が高い災害への備えにつながります。

# 1991年～2024年に発生した主な地震・津波とその被害



出典：気象庁「地震と津波」

## 2) 静岡県周辺で起きた大きな地震



### ●駿河湾を震源とする地震 M6.5 震度6弱

2009年(平成21年)8月11日

死者1名、負傷者319名、家屋の全壊はなかったが、半壊6棟、一部損壊8,672棟など、静岡県中部を中心に被害が発生した。(平成22年3月12日現在)

### ●静岡県東部の地震 M6.4 震度6強

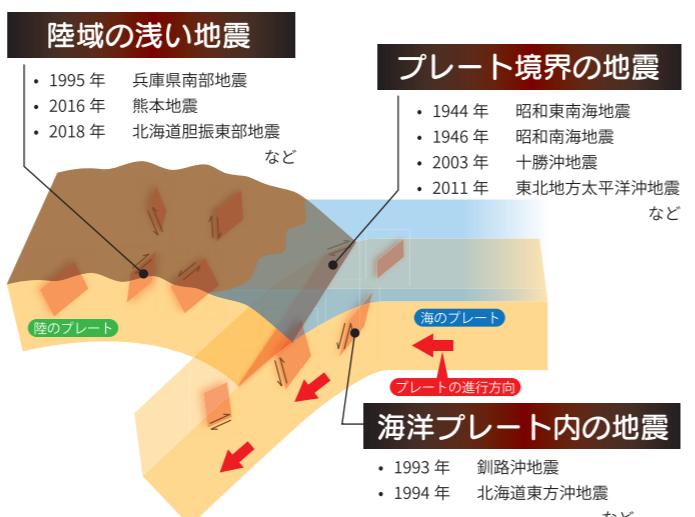
2011年(平成23年)3月15日

負傷者50名、家屋の一部損壊521棟など、富士宮市、富士市を中心に被害が発生した。(平成23年3月17日現在)

## 3) 日本における地震のタイプ

日本とその周辺で発生する地震には大きく分けて3つのタイプがあります。

いずれのタイプの地震でも、陸に近いところで発生すると、強い揺れにより家屋の倒壊や地滑りなどの被害を生じることがあります。また、海域で発生すると、沿岸を襲う津波により広範囲で被害が生じことがあります。



出典：気象庁「地震と津波」

## 4) 震度と揺れなどの状況

### ●震度と揺れなどの状況



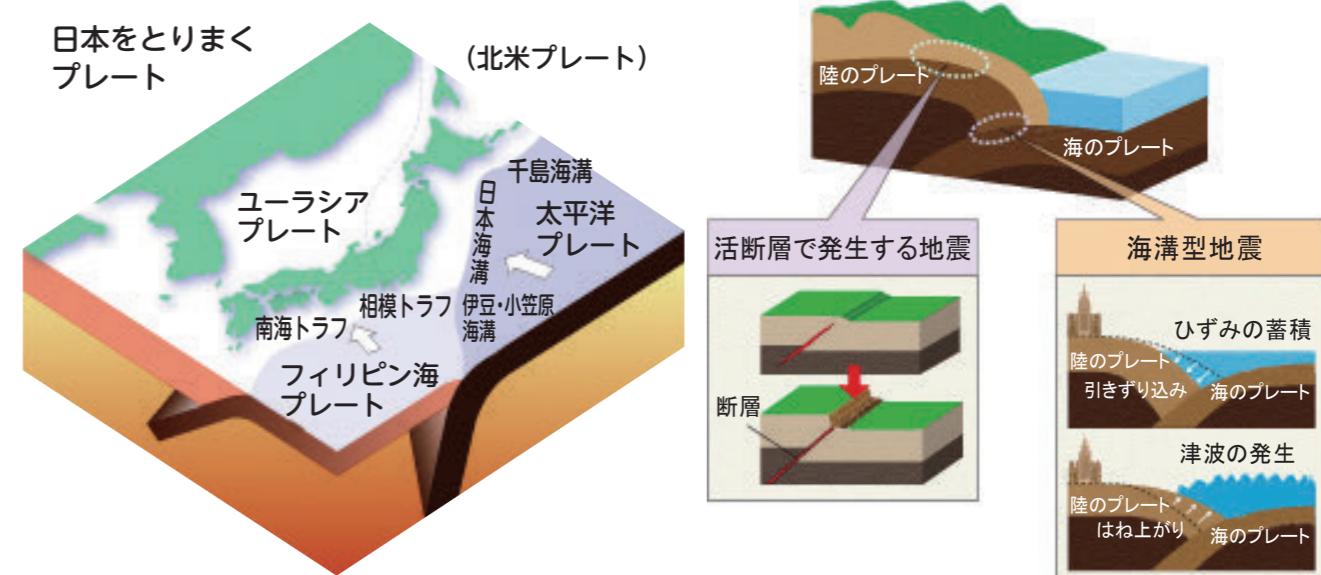
出典：気象庁「地震と津波」

## 2.南海トラフ巨大地震を知る

### ～想定される巨大地震とは～

東海から九州にかけて、太平洋沿岸の海底に形成されている深さ4,000m級の溝状の地形を「南海トラフ」といいます。

この「南海トラフ」では、海のプレート(フィリピン海プレート)が陸のプレート(ユーラシアプレート)の下に毎年数センチづつ沈み込んでおり、陸側プレートに蓄積する地下への引きずり込みが限界になると、陸側プレートが跳ね上がります。この時発生する地震が「南海トラフ地震」です。



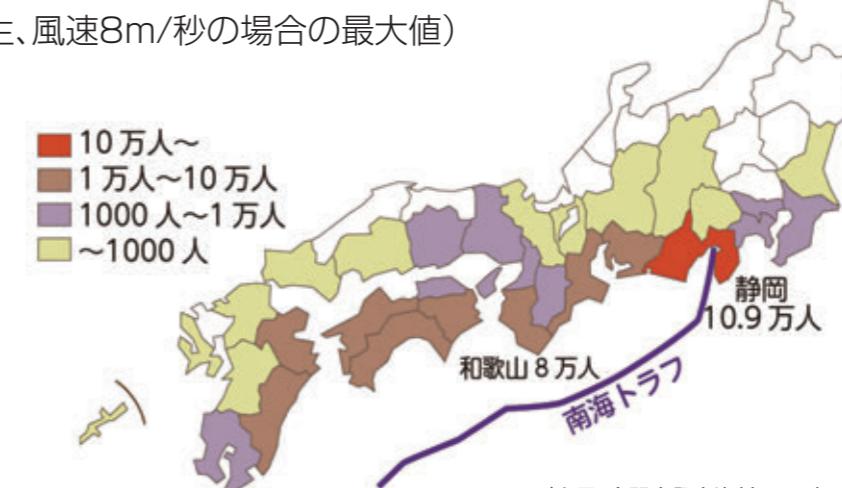
この地震が起ると、関東から中部、関西、四国、九州にかけての広い範囲で強い揺れと巨大な津波が発生します。最大規模の津波を想定した場合には、高さ10m以上の巨大な津波が13都県にわたる広い範囲に襲来するという想定結果が内閣府から公表されています。

南海トラフの巨大地震は、東日本大震災を超える人や物への被害が発生し、国民生活や経済活動に極めて深刻な影響が生じると想定されています。

様々な支援に時間が掛かることも想定されており、そのため、今まで東海地震に備えて3日間分とていた備蓄品を7日間分とするなど、今までの『備え』をより強化することが求められています。

### 南海トラフ地震の想定死者数

(冬の深夜発生、風速8m/秒の場合の最大値)

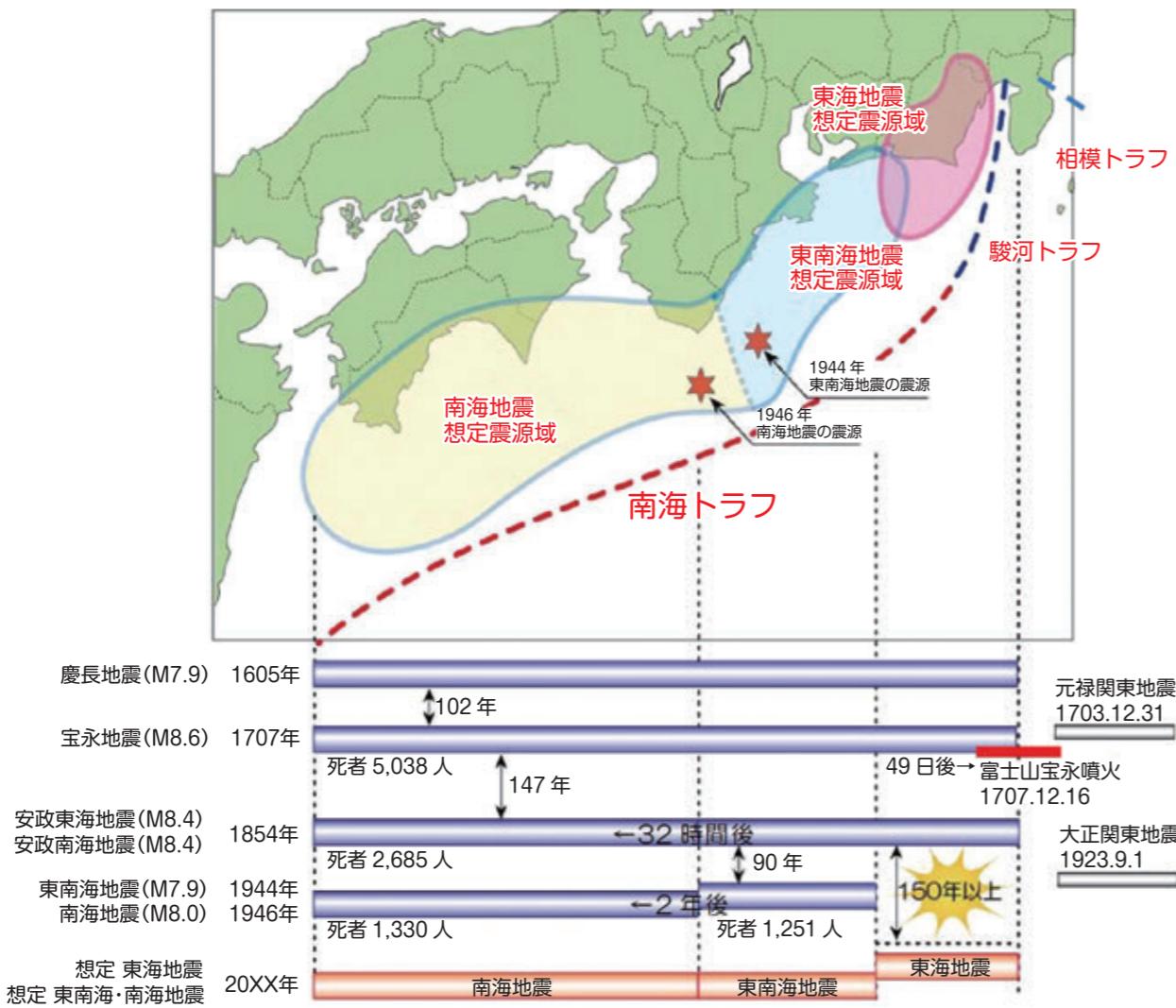


(出典：内閣府発表資料2012年8月29日のデータを使用して作成)

### 3.巨大地震の被害想定

南海トラフのプレート境界では、およそ100年～150年ごとに巨大地震が繰り返し発生しています。しかし、1976年(昭和51年)当時、東海地震の震源域では、前回の地震から当時100年以上巨大地震が発生していなかったことから、駿河湾地震(東海地震説)が示されました。

これを契機に、静岡県では、東海地震対策を最重要課題の1つとして位置づけ、昭和53年、平成5年、平成13年、平成25年と今までに4回地震被害想定を策定し、地震対策に積極的に取り組んできました。

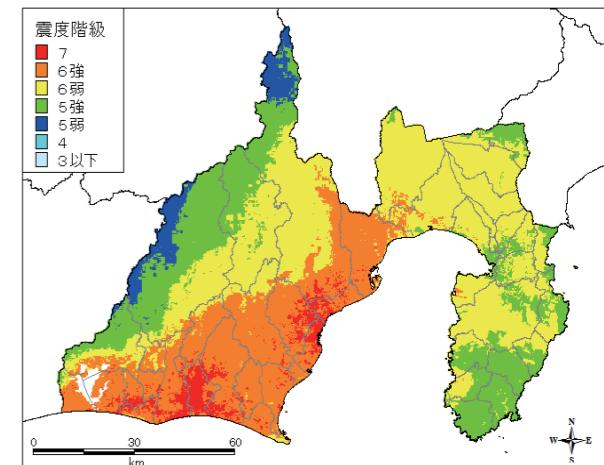


#### 1) 静岡県第4次地震被害想定とは

現在、地震対策の基礎資料としている『静岡県第4次地震被害想定』では国が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿い、及び相模トラフ沿いで発生する地震を対象として、被害想定を公表しています。またそれぞれ「レベル1」「レベル2」と呼ばれる地震を対象としています。

区分	内 容
レベル1の地震・津波	発生頻度は比較的高く(駿河・南海トラフでは約100～150年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

南海トラフ沿いで海溝型地震が発生した場合、県内全体で大きな地震動が発生し、埋立地のほか、沖積平野の中の比較的軟弱な地域を中心に震度6強～7の強く大きな揺れとなります。この地域には、市街地が形成されているケースが多いことから、「レベル2」の地震で最悪の想定では県内建物の約2割が全壊・焼失すると想定されています。



出典:「震度分布図(南海トラフ巨大地震(基本ケース))」  
静岡県第4次地震被害想定(第一次報告)一概要一

#### 2) 藤枝市における被害想定

##### 揺れ

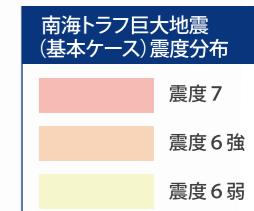
市内のほとんどで震度6強以上  
の揺れが想定されています。  
強く揺れる時間は3～4分  
と非常に長い時間が想定  
されています。



想定震度	割合(%)
7	19.5
6強	78.1
6弱	2.4
合計	100.0

地震の名称	強く揺れる時間
阪神・淡路大震災	15秒程度
東日本大震災	2～3分程度
4次想定(レベル1)	1～2分程度
4次想定(レベル2)	3～4分程度

震度分布図  
南海トラフ巨大地震 基本ケース



## 建物被害



範囲:市内	揺れ	液状化	人工造成地	山崖崩れ	火災	合計
全壊・焼失	約15,000	約40	約1,400	約200	約2,500	約19,000
半壊	約8,400	約200	約4,100	約400	—	約13,000

L 2基本・18時 (参考: 市内建物棟数 約60,000棟) (棟)

## 人的被害



範囲:市内	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	山崖崩れ	火災	合計
死者	約300	約50	約20	約30	約400
重傷者	約1,600	約200	約10	約20	約1,700
軽傷者	約3,300	約600	約10	約40	約3,400

基本ケース・予知なし・冬深夜 ※自力脱出困難 約1,700人 (人)

## ライフラインの機能支障・復旧想定

範囲: 県内全体での想定

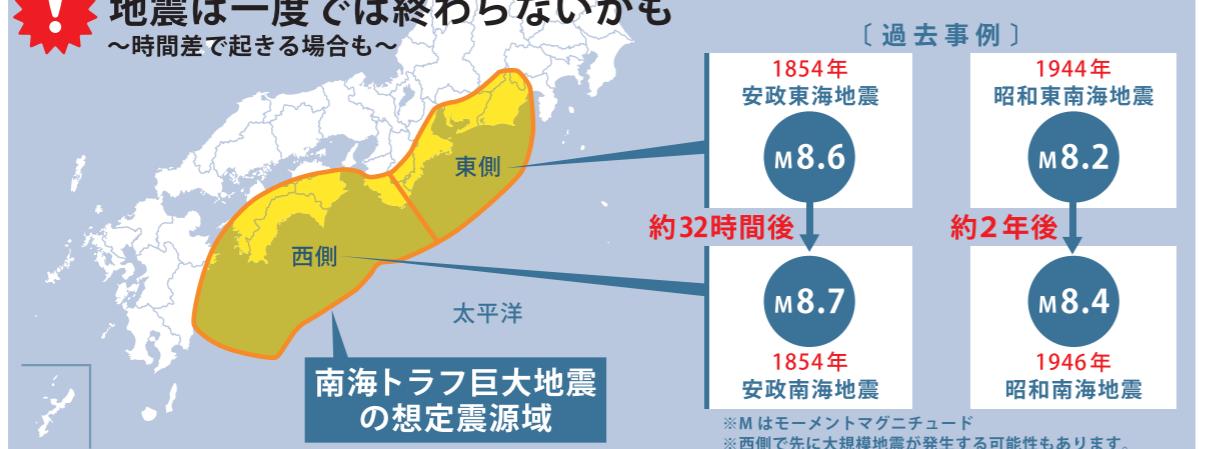
電力	発災直後、需要家の9割程度が停電。応急復旧までに1週間程度。
電話	固定電話: 発災直後9割程度が不通。応急復旧までに1~2週間程度 携帯電話: 基地局の停波や停電の影響で発災1日後には非常につながりにくい状態。 応急復旧までに1~2週間程度 ※通話量増大による輻輳が発生し、電話がつながりにくい状態も発生
上水道	発災直後、ほぼ全域で断水、1週間後5割以上断水、応急復旧までに4~6週間程度
下水道	発災1日後、処理人口の5~7割近くが機能支障、排水困難状況。応急復旧までに2~5週間程度
ガス	都市ガス: 発災直後、供給停止率7~8割程度。応急復旧までに4~6週間程度 LPガス: 発災直後、3~4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後、早期の復旧が可能

## 3) 南海トラフ地震が発生したら

突然の揺れ



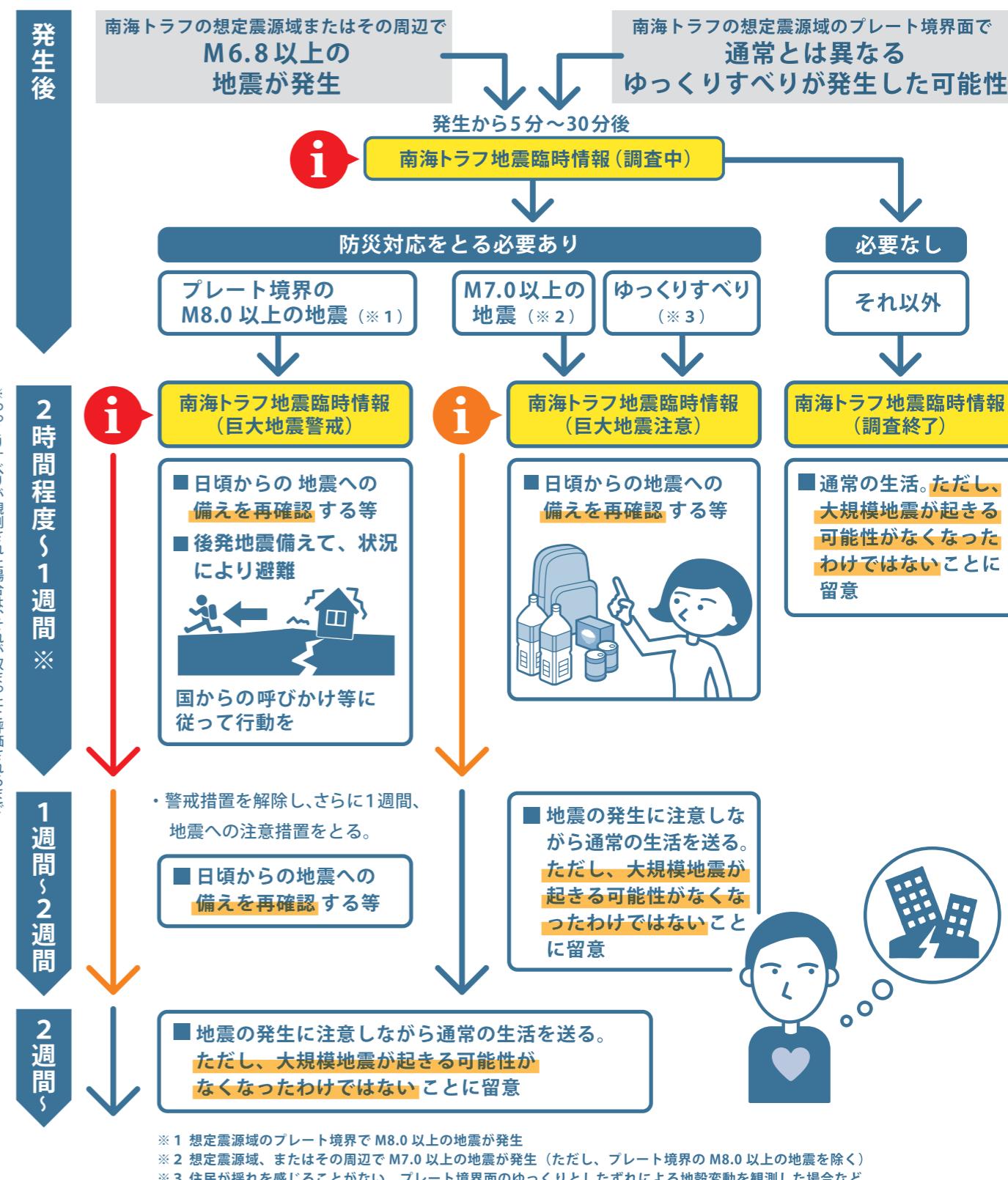
地震は一度では終わらないかも  
~時間差で起きる場合も~



## 時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

### 地震発生後の防災対応の流れ



## [対策編]

# 4. 地震から命を守るために

### 1 わが家の耐震化

自分や家族がケガをしないため、わが家の耐震性を高めましょう。地震でまず大切なことは、自分の家が地震に耐えられるかどうかを知ることです。そのため「わが家の耐震診断」が必要になります。

☞補助制度の詳細はP13

### わが家の地震対策③ 本柱～ふだんの備えが大切～

#### 家屋の耐震対策はだいじょうぶ？

あなたは家屋の耐震診断・耐震補強などの耐震対策をしましたか？

阪神・淡路大震災では家屋の倒壊等により多くの人命が奪われ、新潟県中越地震でも建物が全半壊するなどの被害を受けました。このような被害を防ぐために、早めに家の耐震診断・耐震補強をしっかりと行いましょう。

#### プロジェクト

トウカイ  
TOUKAI (東海・倒壊)-0



「東海地震」今こそ立ち向かおう 全県民で！

死者を減らすために住宅の耐震化促進  
(阪神・淡路大震災の教訓を活かして)

#### 【主な被害状況】

- 死 者： 6,434人
- 全壊家屋： 104,906棟
- 被害総額 9兆9,268億円

出典：H18.5.19消防庁  
阪神・淡路大震災について（確定報）

#### 【死因等】（神戸市内）

- ・圧死、窒息死等： 84%  
(建物の倒壊、家具の倒壊などによる)
- ・15分以内の死亡： 92%

震災による死者を減らすための最善策

住宅・家具による圧死を防ぐ  
<せめて倒壊しない程度の耐震補強>

#### 住宅の耐震補強

#### 昭和56年5月31日以前の建物は 耐久性が不足している可能性があります。

- 昭和56年6月の建築基準法の改正により、木造住宅の壁量規定が大幅に強化されました。
- 阪神・淡路大震災でも、昭和56年5月以前に建築された旧基準の建築物に被害が集中しています。

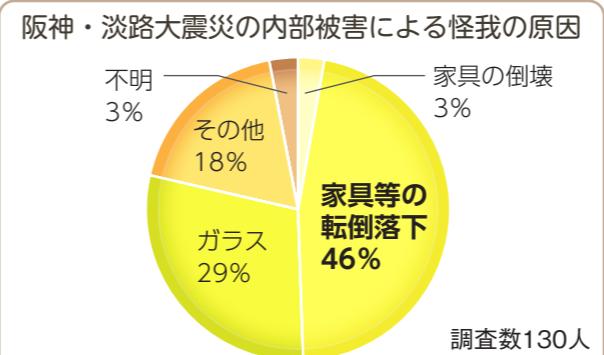


## 2 家具の転倒防止

家具の転倒や移動によって、自分や家族がケガをしないよう、家具等をしっかりと固定しましょう。どんなに建物を丈夫にしても、たんすや戸棚が倒れてきてケガをしては何にもなりません。倒れそうな家具はしっかりと固定し、高いところに物を置かないようにしましょう。 ☞詳細はP14



### わが家の地震対策③ 本柱～家具の転倒防止～



出典：日本建築学会「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」より

阪神淡路大震災の際、屋内で怪我をした人の約半数が家具の転倒・落下が原因でした。また、東京消防庁の調査によると、熊本地震など近年発生した地震のなかで、けがをした人のうち、家具の転倒・落下が原因だった割合は3割～5割を占めています。その他にも家具への防災対策をしていないと、避難を妨げたり火災につながってしまう危険があります。

ご自宅の家具の固定、配置を考え、安全安心な我が家を作りましょう！

#### 安全空間の確保！～家具の配置を工夫しよう～

- 1 寝室にはなるべく家具を置かない  
(置く場合には、家具が倒れてきても安全な間隔を空け配置)
- 2 避難の妨げとなる場所（出入口付近、廊下、階段）には家具を置かない（家具の倒れる向きも考えて配置）
- 3 地震時の出火を防ぐ為に、火気の周辺に家具を置かない
- 4 家具の上にガラス製品等落下すると危険なものは置かない  
(ガラスや食器などが割れても安全なようにスリップパッドを常備！)
- 5 重いものを下の方に収納し、倒れにくくする



#### 藤枝市家具転倒防止事業取付サービス

藤枝市では、委託した業者が皆様のお宅にお伺いし、家具の転倒防止器具の取付を行うサービスを実施しています！

★対象世帯 市内全世帯

★金額 無料

※家具の種類や家の構造により自己負担が発生する可能性があります。  
和ダンス・洋服ダンス・食器棚・テーブル・冷蔵庫・本棚・仏壇  
※テレビ・仏壇は自己負担が発生します。

★問い合わせ先 藤枝市役所地域防災課（TEL 054-643-2110）

#### 1 申し込み

申請書に必要事項を記入のうえ、下記場所に提出してください。

##### ＜申請書配布・提出場所＞

- 市役所（地域防災課）窓口
- 地区交流センター
- 文化センター
- 岡部支所、岡部支所分館

※市ホームページからもダウンロードできます。

#### 2 事前調査

委託した業者が派遣され、固定する家具の調査をいたしますので、固定方法の確認及び作業実施日の調整をしてください。



#### 3 作業実施

申請者立会いのもと、転倒防止器具の取り付けをいたします。  
取付け完了後、作業員が提示する完了報告書に記名してください。



### 3 わが家の非常用品の準備

非常用品は「非常持出品」と「非常備蓄品」に分けられます。南海トラフ巨大地震に備えて、非常食・飲料水は「非常持出品」と「非常備蓄品」と合わせて7日分以上の備蓄をしましょう。☞詳細はP12



## わが家の地震対策③本柱～わが家の非常用品の準備～

大規模地震では、支援物資の遅れや物流がストップすることが予想されるため、非常食・飲料水は「非常持出品」と「非常備蓄品」と合わせて7日間分以上の家庭備蓄が望ましいといわれています。

#### 非常持出品 (ひじょうもちだしひん)

非常持出品とは、大きな災害が襲ってきた場合、家屋の倒壊や焼失なども考慮して、避難するときに持ち出すべき最低限のものです。いざというときに、速やかに持ち出せるようリュックなどに詰めておきましょう。ここで言う非常食は、乾パン、缶詰、チョコレートなど、火を通して食べられるものです。飲料水はペットボトルなどを用意しましょう。

#### 【非常持出品】

品名	チェック欄	品名	チェック欄
非常食 (乾パン、缶詰など)		上着	
飲料水		下着	
携帯ラジオ (予備の電池)		軍手	
懐中電灯 (予備の電池・電球)		マスク、体温計	
ヘルメット (防災ズキン)		救急医薬品 (キス薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃薬、目薬など)	
ライター (マッチ)		常備薬、おくすり手帳	
ナイフ、缶切り、栓抜き		貴重品 (預貯金通帳、印鑑など)	
ティッシュ		現金	
タオル		健康保険証のコピー	
ビニール袋		携帯電話 (モバイルバッテリー)	

家庭状況に応じて、  
必要なものをプラス!

例) 乳幼児…紙おむつ・ほ乳瓶など  
例) 高齢者…杖・介護用品・入れ歯・老眼鏡など  
例) 体が不自由な方がいる場合…障害者手帳、杖など

#### 【非常備蓄品】

品名	チェック欄	品名	チェック欄
食品 (缶詰、レトルト食品、ドライフルーツや栄養補助食品)		簡易食器 (わりばし、紙皿、紙コップなど)	
食品 (調味料、スープ・みそ汁など)		ラップ、アルミホイル	
食品 (チョコレート、のどあめ、梅干など)		ウェットティッシュ、トイレットペーパー	
飲料水 (1人当たり1日3㍑)		燃料 (卓上コンロ、固形燃料、予備のガスボンベなど)	
携帯トイレ・簡易トイレ (1人当たり1日5回分)		使い捨てカイロ、新聞紙、裁縫セットなど	
毛布、タオルケット、寝袋など		予備のめがね、予備の補聴器など	
洗面用具 (歯ブラシ、石けん、タオル、ドライシャンプーなど)		自転車	
鍋、やかん		工具類 (ロープ、バール、スコップなど)	

#### 要配慮者の方の食品備蓄

要配慮者へ対応した特殊食品は、家庭で平時から少なくとも2週間分を備蓄することが推奨されています。

例) 乳幼児・高齢者など: 粉ミルク、やわらかいレトルト食品、とろみ調整食品、低カリウム食品など

例) 食物アレルギーの方: アレルギー対応の粉ミルク・離乳食・非常食・食べ慣れた食品など

☞災害時には 他者に食物アレルギーがあることを伝える

・炊き出しや支援物資の内容 (アレルゲンの有無) を確認



#### 身近な物を使った代用の工夫例

新聞紙……………敷き物、防寒衣 ラップ……………包帯の代用として傷口に巻く  
ビニール袋／ゴミ袋……………雨がっぱ、防寒衣

#### ポイント

### わが家の防災チェック

実施した項目は  
□に✓をつけてください。

- 重い屋根は、軽い鉄板などの材料への葺きかえも検討する。
- 食器棚やサイドボード、窓などのガラスには、飛散防止用に透明フィルムなどを貼る。
- たんす、食器棚、本棚、冷蔵庫など大型の家具は、壁や柱などに金具でしっかりと固定する。
- 家具や棚の上など高い所に物を置かない。
- プロパンガスボンベは鎖などでしっかりと固定する。
- 火気器具は日ごろから点検・整備をする。
- 飛散防止フィルムなどを貼る。
- ドアの近くに物を置かない。
- 消火器は人目につく場所に置く。
- 非常用品はすぐ持ち出せるように、決めた場所に置く。
- わが家の耐震診断を行う。簡単な自家診断カルテは市建築住宅課に、鉄骨住宅などは、建築士に相談を。
- わが家の地盤や地形の状態を知っておく。
- ブロック塀や石垣・門柱などを点検する。ぐらつきやひび割れがあったり、鉄筋が入っていない塀は、補強する。

#### ポイント

### ～火災対策～

南海トラフ巨大地震では、最悪のケース約2,500棟の焼失が想定されています。阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災 (出火原因が確認されたもの) の6割以上が電気に起因する火災と言われています。ご家庭での火災対策の1つとして電気の対策も進めましょう。

#### 地震前

- 対策1 消火器やバケツの準備・防災訓練へ参加し使い方を訓練  
対策2 器具の点検整備・器具周辺の整理整頓

#### 地震後

- 対策3 電化製品のスイッチは必ず「切」にする。(揺れがおさまってから)  
対策4 家の外に避難する場合には電気ブレーカーを「切」にする。

#### ◎「感震ブレーカー」の設置

強い地震を感じると自動的に電気を止める (ブレーカーを「切」にする) 器具です。地震による電気火災から命・財産・地域を守るために、藤枝市では感震ブレーカー設置費用の一部を補助し、設置を推進しています。  
☞補助制度の詳細はP13

#### ポイント 要配慮者のための食品備蓄のポイント

##### ▶ 乳幼児

- 粉ミルク
  - 哺乳瓶
  - 紙コップ、使い捨てスプーン
  - 多めの飲料水
  - レトルトなどの哺乳食
  - 好物の食品、飲み物
- [特に母親が必要とするもの]
- 母子手帳
  - 健康保険証
  - 授乳用ケープ
  - おもちゃ
  - 絵本
  - など

##### ▶ 高齢者

- レトルトやアルファ米のおかゆ
- 栄養補助食品
- 好物の食品、飲み物
- 食べ慣れた乾物
- 缶詰・レトルト食品・フリーズドライ食品
- インスタントみそ汁・即席スープなど

##### ▶ 食べる機能 (かむこと・飲み込むこと) が弱くなった方

- やわらかいレトルトご飯
- とろみ調整食
- レトルトなどのおかゆ
- 好物の食品、飲み物
- スマイルケア食などのレトルト介護食品
- 缶詰・レトルト食品・フリーズドライ食品

##### ▶ 慢性疾患の方

- ① 代謝性疾患【糖尿病、脂質異常症(高脂血症)、高尿酸血症(痛風)】
- ② 高血压 → 一般の方と共通した備えで献立を工夫
- ③ 腎臓病→低たんぱく、低カリウムのレトルト食品など、特殊食品を多めに備える

##### ▶ 食物アレルギーの方 (原因食物 (アレルゲン) が含まれていない食品)

- アレルギー対応の粉ミルク
- アレルギー対応のレトルトなどの離乳食
- レトルトなどのおかゆやご飯食べ慣れた乾物
- 缶詰・レトルト食品・フリーズドライ食品
- 好物の食品、飲み物

##### 注意

- 各食品の内容は購入時に原材料表示や食品メーカーのHPで必ず確認を行い、不明な点は各社に問い合わせましょう。
- 利用される方の原因物質 (アレルゲン) が含まれていない食品を選びましょう。

出典:「家庭備蓄のすすめ」(農林水産省)

# 5. 使える! 防災対策補助制度

## ①耐震診断

[担当課] 建築住宅課

対象 昭和56年5月31日以前に建築された建物

補助内容 木造住宅:専門家による無料の耐震診断を実施  
木造住宅以外:診断費用の2/3(上限50万円)

## ②木造住宅の耐震改修工事

[担当課] 建築住宅課

対象 昭和56年5月31日以前に建築された耐震性のない木造住宅で、耐震補強後の耐震評点が1.0以上であり、かつ補強前の耐震評点を0.3以上上げる耐震補強工事

### 補助内容

一般世帯	平成30年度までに補強計画の補助金を利用したことがない			平成30年度までに補強計画の補助金を利用したことがある		
	上限100万円	補強計画・補強工事に要する費用の100%	上限40万円 <sup>※2</sup>	上限70万円 <sup>※2</sup>	補助額	補強工事に要する費用の100%
中学生以下の子が居住する世帯	上限120万円	補助率	上限40万円 <sup>※2</sup>	上限70万円 <sup>※2</sup>	補助額	上限80万円 <sup>※2</sup>
高齢者世帯 <sup>※1</sup>	上限120万円					

※1 65歳以上の方だけの世帯、若しくは身体障害程度等級が1級又は2級の方、要介護者又は要支援者の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居する世帯

※2 耐震補強のPRを実施した場合、補助上限額に15万円増額。

※耐震改修工事を行うと所得税や固定資産税の優遇を受けることができます。

## 感震ブレーカーとは?

→地震発生時に揺れを感じ、自動的に電気の供給を遮断する器具。  
地震により停電した電気が復旧することで起こる通電火灾を防ぐ。

## ③感震ブレーカー

[担当課] 地域防災課

### 対象

・市内に住宅を所有、または居住している個人  
・市内に住宅を新築する予定の個人

### 補助内容

設置費用の2/3(上限5万円)  
新築住宅は、一律1万円  
特例住宅に該当する場合  
設置費用の10/10(上限10万円)

## 耐震シェルターとは?

→地震で住宅が倒壊しても寝室等1部屋を守ってくれる装置。

## ④耐震シェルター

[担当課] 建築住宅課

### 対象

昭和56年5月31日以前に建築され、耐震評点1.0未満の木造住宅に住む世帯

### 補助内容

上限50万円(上限60万円<sup>※</sup>)

## 防災ベッドとは?

→地震で住宅が倒壊しても睡眠スペースを守ってくれる装置。

## ⑤防災ベッド

[担当課] 建築住宅課

### 対象

昭和56年5月31日以前に建築され、耐震評点1.0未満の木造住宅に住む世帯

### 補助内容

上限45万円(上限55万円<sup>※</sup>)

※ 65歳以上の方、若しくは身体障害者程度等級が1級又は2級の方、要介護者又は要支援者の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が使用する場合。

## ⑨家具転倒防止器具取付サービス

[担当課] 地域防災課

対象 市内全世帯

補助内容 和ダンス・洋服ダンス・食器棚・テーブル・本棚・冷蔵庫・テレビ・仏壇の転倒防止器具取付を無料で実施  
(一部自己負担となる場合あり)

## ⑥ブロック塀等の専門家診断

[担当課] 建築住宅課

対象 道路に面するブロック塀等  
(道路から高さ60cmを超える場合)

補助内容 専門家による無料の安全点検を実施



## ⑦ブロック塀等撤去・改善工事

[担当課] 建築住宅課

### 対象

①撤去事業 地震により倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等  
②改善事業 通学路、緊急輸送路、避難路、避難地に面するブロック塀等を安全なフェンス等に改善する場合

### 補助内容

①撤去事業 通学路及び緊急輸送路等に面するブロック塀等の撤去費  
**10/10以内(上限10万円)**  
その他の道路に面する場合は**2/3以内(上限10万円)**  
②改善事業 フェンス等への改善費の**2/3以内(上限25万円)**

## ⑧生垣づくり

[担当課] 花と緑の課

### 対象

市内に居住し道路と敷地の境界部に生垣を設置する個人  
(フェンス併設も可)

### 条件

生垣の長さが3m以上、外から見た高さが1m以上(イブキ類、ビャクシン類、赤星病の中間寄生木となるものは対象外)

### 補助内容

対象経費の**2/3以内(上限33.3万円)**

## ⑩木造住宅の建替

[担当課] 建築住宅課

### 対象

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であったものを全て除却し、その敷地に継続して居住する為の住宅の建設

### 補助内容

除却及び住宅の建設に要する費用の**23%**  
・一般世帯:**上限40万円(除却のみは30万円)**  
・中学生以下の子が居住する世帯/三世代同居世帯:**上限80万円(除却のみは30万円)**

## ⑪かけ地近接危険住宅の移転

[担当課] 建築住宅課

### 対象

①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅  
②静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの  
③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」内に建っている住宅  
④上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅  
①～③の住宅は、法律や条令が制定される前に適正に建てられたものに限る

### 補助内容

建物除却費補助  
**上限97万5千円** (除却費用に対する一部補助)  
敷地造成費補助  
**上限60万8千円** (借入金利子に対する一部補助)  
建物建設費補助  
**上限465万円** (借入金利子に対する一部補助)  
土地取得費補助  
**上限206万円** (借入金利子に対する一部補助)

## 【資料編】

# 指定避難所一覧

避難をする場合は、まず一次避難場所に避難し、その後、自主防災会の指示に従い指定避難所に避難をします。

一次避難場所は、自主防災会で決めている公園やふれあい広場などです。

詳細は市ホームページをご確認いただくか、各自主防災会または地域防災課にお問い合わせください。

⇒藤枝市役所ホームページ「避難先」



### 用語解説

避難をするための施設には、屋内施設のない「避難地」(グラウンド・公園など)と屋内施設を有する「避難所」(小中学校など)があります。本市では、この2つを総称して「避難場所」と呼んでいます。

**一次避難場所**…自主防災会で定めた避難場所。地区内にある公園やふれあい広場などで、お住まいのみなさんが一時的に避難する場所です。

**指定避難所**…市が指定した避難所。避難した方が、災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により居住場所を確保できなくなった方などの一時的な生活の場所です。

※令和3年3月より、市が指定した避難所の名称を「指定避難場所」から「指定避難所」に改めました。

指定避難所	自主防災会
瀬戸谷小学校(藤枝市本郷872)	本郷第1・第2、滝沢、滝ノ谷
瀬戸谷中学校(藤枝市本郷4653)	本郷第3、中里、峠、市之瀬、蔵田、舟ヶ久保、大久保
稲葉小学校(藤枝市堀之内2337)	谷稲葉、堀之内、宮原、寺島、助宗
葉梨西北小学校(藤枝市西方1080)	西方第1・第2・第3、上大沢、下大沢、北方、白藤
葉梨小学校 (藤枝市下之郷111-1)	時ヶ谷第1・第2・第3・第4、上藪田、下藪田、藤枝サニーヒルズ、高田、清里1丁目・2丁目、南清里
葉梨中学校(藤枝市中ノ合336)	中ノ合、花倉、上川、横見、中田
広幡小学校(藤枝市鬼島424)	鬼島、下当間、八幡(一部)
広幡中学校(藤枝市上当間602)	水守、上当間
静清高校(藤枝市潮87)	八幡、横内、仮宿、潮
西益津小学校(藤枝市田中1-7-20)	平島第1・第2・第3・第4
西益津中学校(藤枝市田中1-7-1)	郡1、田中1丁目・2丁目
藤枝北高校(藤枝市郡970)	郡2、大手、左車
藤枝西高校(藤枝市城南2-4-6)	稻川、益津下、長楽寺2、田中3丁目
藤岡小学校(藤枝市藤岡3-14-1)	藤岡1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
藤枝小学校(藤枝市天王町1-1-1)	長楽寺1、千歳、白子、下伝馬
大谷川公園(藤枝市音羽町6-15)	原第3・第4・第5・第6
藤枝中学校(藤枝市音羽町1-1-51)	原第1・第2、木町第1・第2・第3・第4・第5
藤枝東高校(藤枝市天王町1-7-1)	市部、五十海
生涯学習センター・同グラウンド(藤枝市藤枝3-14)	栄、小坂、上伝馬
市民会館・同駐車場(藤枝市岡出山1-11-1)	益津、岡出山1丁目・2丁目・3丁目

指定避難所	自主防災会
青島東小学校(藤枝市志太5-1-1)	東町、青島第6、志太第1・第2・第3・第4・第5
青島北小学校(藤枝市南駿河台2-11-1) 市民グラウンド(藤枝市駿河台1-6-1)	駿河台1丁目・2丁目・3丁目・5丁目、県営駿河台団地、県営駿河台西団地、南駿河台1・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・メゾン駿河台
青島北中学校 (藤枝市南駿河台1-11-1)	南新屋、新南新屋、水上(一部)、瀬古第1・第2・第3、ふじみ台、県営瀬古団地
市民体育館駐車場・市武道館(藤枝市駿河台3-21-1)	青島第4
サンライフ藤枝 (藤枝市小石川4-1-11)	富士見町、日の出町、小石川町、メゾングランツ藤枝、マックスザタワー藤枝

青島小学校 (藤枝市下青島10)	瀬戸新屋、芙蓉台、追分、追分西、一里山、三軒屋、瀬戸、内瀬戸、水上(一部)、緑の丘、光洋台
青島中学校(藤枝市青葉町1-7-1)	青葉町中、青葉町南、青島第11
静岡県武道館(藤枝市前島2-10-1) 藤枝順心高校(藤枝市前島2-3-1)	前島上東、前島上西、前島仲、田沼北、田沼中、田沼南

高洲小学校 (藤枝市高柳1315)	築地、築地上、高柳上、高柳仁平、高柳切島、高柳茶屋河原、高柳下、高柳大渕、高柳巾溝
高洲南小学校(藤枝市高洲37-1)	兵太夫北、兵太夫中、兵太夫南、兵太夫上第1・第2・第3・第4・第5
高洲中学校(藤枝市与左衛門33-1)	兵太夫下、与左衛門、大新島
大洲小学校(藤枝市大洲5-20)	善左衛門上、善左衛門下、源助、五平
大洲中学校(藤枝市弥左衛門500)	大東町東、大東町西、大東町南、大東町北、弥左衛門
藤枝明誠高校(藤枝市大洲2-2-1)	忠兵衛、青洲団地、泉町
岡部小学校・岡部体育館 (藤枝市岡部町内谷997-2)	横添、岡部台、川原町、岡部、内一、内二第1・第2・第3、岡部南、岡部本郷、山東、三輪旭ヶ丘、三輪やよい、三輪、オレンジ、三輪向原
岡部中学校(藤枝市岡部町子持坂102)	子持坂、入野、村良、桂島
朝比奈第一小学校(藤枝市岡部町新舟1021) いきいき交流センター(藤枝市岡部町宮島513-1)	羽佐間、殿、新舟、宮島、小園、青羽根、玉取

### メール配信サービス 「キックオフメール」

市では、携帯電話などのEメール機能を利用した、メール配信サービス「キックオフメール」を配信しています。「キックオフメール」に登録すると、地震情報や気象情報のほか、同報無線の放送内容、市役所からのお知らせ、市内のイベント情報など、市民のみなさんに役立つ情報を受け取ることができます。登録は無料。誰でも簡単に登録できます。

### キックオフメールの登録方法

キックオフメールのアドレス  
t-fujieda@sg-p.jp



スマートフォンの場合はこちら



フィーチャーフォン(ガラケー)の場合はこちら

### 同報無線テレホンサービス

「こちらは広報ふじえだです。」で始まる、同報無線で放送した内容を電話で聞けるサービスを実施しております。

放送が聴き取れなかった場合など、もう一度内容を確認したいときは、次の番号に電話してください。

フリーダイヤル 0120-175040

電話番号 646-5040 (通話料がかかります)

同報無線の放送内容を電話で聞けるサービスを開始

案内放送等 ((( )))

藤枝市役所 ご家庭

### 災害に備える保険 ご存知ですか？ 地震保険

地震による火災は火災保険では補償されません。地震保険に加入することで、地震・噴火・津波による居住用の建物とその家財の損害が補償されます。

詳しくは  
市ホームページ  
をご覧ください。



※近年、風水害による被害が増加傾向にあります。ご自身が加入検討している保険の補償内容などを、この機会に確認することをお勧めします。

## 地区防災拠点一覧

No.	機関名	住所	電話番号	FAX番号	No.	機関名	住所	電話番号	FAX番号
1	瀬戸谷地区交流センター	本郷876	639-0120	648-2755	7	青島南地区交流センター	青葉町3-7-30	636-3765	634-0135
2	稲葉地区交流センター	寺島851	643-5005	647-2767	8	青島北地区交流センター	南新屋14-1	645-2300	645-9900
3	葉梨地区交流センター	上敷田759	638-1376	648-1510	9	高洲地区交流センター	高柳4-9-13	635-1458	634-0278
4	広幡地区交流センター	鬼島387	643-1766	647-3771	10	大洲地区交流センター	大洲3-17-12	636-0059	634-1791
5	西益津地区交流センター	立花2-6-8	641-8862	647-2313	11	岡部支所(旧岡部町役場)	岡部町岡部6-1	667-3411	667-3482
6	藤枝地区交流センター	五十海3-12-1	631-6451	646-5225					

※各自主防災会からの被害情報等は上記の拠点へ報告してください。

藤枝市の地域防災計画では、地区交流センターと岡部支所を、各地区の防災拠点として位置づけています。平常時から自主防災会、学校及び行政が協働して、地域防災連絡会を開催して防災訓練を実施したり、防災計画を作成して地域の防災対策を推進しています。

災害時には、市の職員が参集し、被害情報・避難情報を収集し、自主防災会を中心とした消火活動、救助活動、医療救護活動を支援します。

## 医療救護施設一覧

※令和7年4月現在

### 主要救護所

No.	機関名	住所	電話番号	FAX番号
1	志太医師会館	南駿河台1-14-2	641-3385	643-7070
2	B i V i 藤枝	前島1-7-10		
3	藤枝市生涯学習センター	茶町1-5-5	643-3211	646-3217
4	岡部支所分館	岡部町内谷601-3	667-3755	667-3985

※主要救護所は、重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(トリアージ)を行います。軽症患者の救護、必要に応じて中等症患者及び重症患者の応急処置を行います。

### 臨時救護所

No.	機関名	住所	電話番号	FAX番号	No.	機関名	住所	電話番号	FAX番号
1	瀬戸谷地区交流センター	本郷876	639-0120	648-2755	6	藤枝地区交流センター	五十海3-12-1	631-6451	646-5225
2	稲葉地区交流センター	寺島851	643-5005	647-2767	7	青島南地区交流センター	青葉町3-7-30	636-3765	634-0135
3	葉梨地区交流センター	上敷田759	638-1376	648-1510	8	青島北地区交流センター	南新屋14-1	645-2300	645-9900
4	広幡地区交流センター	鬼島387	643-1766	647-3771	9	高洲地区交流センター	高柳4-9-13	635-1458	634-0278
5	西益津地区交流センター	立花2-6-8	641-8862	647-2313	10	大洲地区交流センター	大洲3-17-12	636-0059	634-1791

※臨時救護所は、災害における被害状況により開設します。※医師会医療救護チーム等を派遣し対応します。

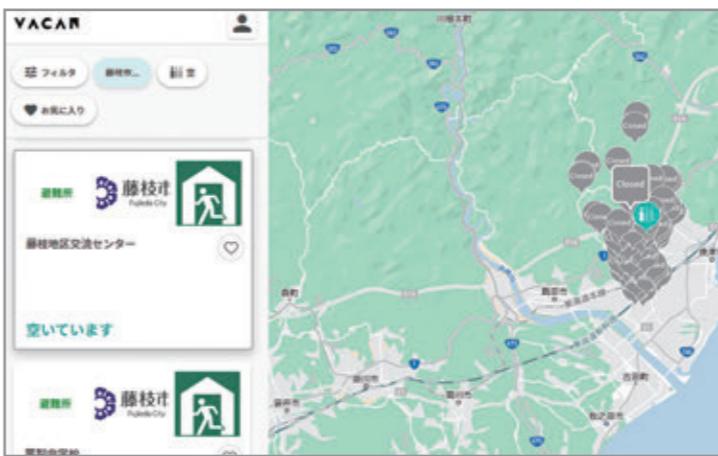
## 福祉避難所一覧

※令和7年4月現在

No.	機関名	住所	電話番号	No.	機関名	住所	電話番号
1	福祉センターきすみれ	岡部町内谷1400-1	667-2940	11	介護老人保健施設 フォレスタ藤枝	小石川町2-8-13	647-3833
2	静岡県立藤枝特別支援学校	前島2281-1	636-1891	12	介護老人保健施設 マインド	瀬戸新屋487-2	643-3601
3	特別養護老人ホーム 開寿園	中ノ合252-1	638-2237	13	介護老人保健施設 ユニケア岡部	岡部町内谷1473-3	667-5555
4	特別養護老人ホーム 第2開寿園	青南町1-12-13	636-6680	14	障害者支援施設 アクシア藤枝	宮原823-1	639-0311
5	特別養護老人ホーム ふじトピア	時ヶ谷417-2	638-5252	15	障害者デイサービスセンター わかふじ南館	青南町1-12-11	625-8001
6	特別養護老人ホーム きらら藤枝	八幡198	646-6766	16	藤枝駿府病院	小石川町2-9-18	641-3788
7	特別養護老人ホーム 愛華の郷	大東町58	634-1131	17	障害者福祉サービス事業所 南部すみれの家	高柳2-1-6	636-2440
8	特別養護老人ホーム 亀寿の郷	岡部町内谷1334-4	667-5000	18	藤枝市立みわ保育園	岡部町三輪685-2	667-0901
9	特別養護老人ホーム 菜の花	内瀬戸194-1	646-7087	19	藤枝市立前島保育園	前島3-16-31	635-9379
10	介護老人保健施設 カリタス・メンテ	水上123-1	643-1266	20	藤枝市立あさひな保育園	岡部町宮島517-1	668-0100

※福祉避難所は、要配慮者を受け入れるため、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

## 避難施設の開設・混雑状況を確認できます



藤枝市では、(株)バカンとの災害協定締結により、災害が発生した際、避難施設の開設・混雑状況をインターネットで確認することができるようになりました。避難時の状況把握、行動の検討にぜひ、ご活用ください。

また、開設状況はテレビのデータ放送などでもご確認いただけるほか、市のSNS、キックオフメールなどでも配信します。

[閲覧方法]  
QRコードから直接または藤枝市ホームページ、スマートアプリ「藤枝市防災」からも閲覧できます。



スマートアプリ「藤枝市防災」

市ホームページ

### 避難前に混雑情報を確認することで「安全」な選択を促し、分散避難を実現



## 藤枝市 GIS

### (藤枝市地理情報システム)

藤枝市では、頻発する風水害や発生が危惧される地震災害などに対応するため、危機管理用GIS(地理情報システム)を構築。各種ハザードマップをはじめ、避難情報や指定避難所の情報などが地図上で確認できます。



## 藤枝市総務部危機管理センター

藤枝市岡出山一丁目 11-1

大規模災害対策課 TEL643-3119  
地域防災課 TEL643-2110